

# 令和9年度法令外負担金等に関する審査方針

法令に定めがなく市町村が団体に支弁する法令外負担金等（以下「負担金等」という。）をもって活動する各種団体（以下「団体」という。）は、施策に関する調査研究、職員研修、国等関係機関への要望など、個々の市町村が単独で実施するよりも効果的で様々な活動を行っている。

この負担金等の審査に当たっては、市町村財政が依然として厳しい状況にあることを鑑み、必要かつ最小の経費で最大の効果を上げるという原則に立ち、厳正に審査を行う必要がある。

このため、令和9年度の負担金等については、市町村財政の状況を鑑み、千葉県市長会負担金等審議専門委員会規約、千葉県町村会負担金等審議専門委員会設置要綱、市（町村）法令外負担金等審査要領に定めるもののほか、次により審査を行う。

## 1 審査の基本方針

- (1) 令和9年度負担金等の要望額は、令和8年度の承認額以下であることを原則とし、市町村財政の厳しさを鑑み、一層の経費縮減を求める。
- (2) 繰越金等留保財源を多額に有している団体については、その解消を前提とした審査をする。
- (3) 令和7年度に行った令和8年度負担金の審査において、負担金の承認にあたり条件を付された団体については、その条件の解消が図られているかを含めた審査をする。
- (4) 設立の目的を達成した又は設立の意義が薄れたと認められる団体、総会の開催、視察及び表彰などが事業の大部分を占めている団体については、原則として市町村負担金の全部または一部の削減を前提とした審査をする。
- (5) 設立の目的及び事業の内容が類似する団体については、統廃合を視野に入れた審査をする。
- (6) 県補助金が交付されている団体で、当該補助金が減額されている団体については、その減額率等を勘案し、市町村負担金の額を審査する。
- (7) 団体の設立目的、事業内容等に照らし、国、県、市町村等構成団体間における負担の公平と均衡が保たれているか審査する。
- (8) 団体における視察、記念行事（記念誌発行を含む）、接待、贈答等に要する経費については、原則として、負担の対象外として審査する。

- (9) 全国大会、関東大会等の開催（当番県）に伴う負担（特別負担金）の要請については、簡素な大会の運営を前提とした審査をする。
- (10) 上部団体負担金のある団体については、当該団体から上部団体に対し減額等負担軽減の申し入れを行ったかを確認し、上部団体負担金の審査をする。
- (11) 事業費割により市町村負担金を算定している団体については、事業費の増加に比例して負担額を増額させることのないよう必要に応じ事業費割の引き下げを含めた審査をする。
- (12) 物価上昇等の経済状況の変化に伴う負担金の増額については、適当と認められるかどうかを慎重に審査する。

## 2 その他

- (1) 新規に市町村から法令外負担金を受けようとする団体については、市町村行政の円滑な推進を期するため特に必要と認められるもので、かつ、構成団体が原則として県内全市町村にわたるものを審査の対象とする。
- (2) すでに組織されている団体で、特に構成市町村数の少ない団体については、以下の基準により審査する。
  - ① 継続的かつ計画的な事業実績を有していること。
  - ② 審査当該年度の4月1日現在において、構成市町村数が11団体以上であること。（ただし、当該団体が実施する事業の対象地域が限定されている場合は除く。）
  - ③ 現に審査対象となっている団体が上記①又は上記②の要件を欠くこととなった場合において、当該状態が2年度連続したときは、当該団体は当該2年度目にあたる年度から審査対象外とする。（欠くこととなった要件が前年度と異なる場合を含む。）
- (3) その他審査に当たって、特に必要と認める規制を設けることができるものとする。